

第27回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月)午前1時00分から

2. 開催場所 川西町役場中会議室(3階)

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第52号 職員の任免について

第 5 報告第53号 令和3年度事業結果報告及び令和4年度事業計画の報告について

第 6 報告第54号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 7 報告第55号 非農地証明について

第 8 報告第56号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 9 議第150号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第10 議第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸借権の設定)

第11 議第152号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第12 議第153号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、主査 竹田智弘、主任 高橋光好、主事 玉田絵里子、主事補 小関未夢

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第27回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番阿部つや子委員、議席9番新野勝廣委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より竹田主査並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする事にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第52号、職員の任免についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長 内谷 新悟

資料1ページになります。報告第52号、職員の任免について、本委員会事務局職員について、下記のとおり発令したので委員会に報告する。川西町農業委員会会長名。

寒河江哲也、淀野拓也、今井俊宏、令和4年4月1日、川西町農業委員会事務局員を免ずる。

五十嵐義文、小関未夢、令和4年4月1日、川西町農業委員会事務局職員に併任する。

以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、報告第53号、令和3年度事業結果報告及び令和4年度事業計画の報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長 内谷 新悟

2ページをご覧ください。報告第53号、令和3年度事業結果報告及び令和4年度事業計画の報告について、2ページは、令和3年度上半期事業の結果報告となります。4月27日に総会及び、あっせん員会、合同研修会を開催し、その後、毎月25日前後に定期総会を開催しており、あっせん員会も1日を基準に4月までと8月以降に実施しております。この間、運営委員会や農地パトロール等を実施しております。また、6月1日には農業委員会意見書を提出しており、8月に農業委員会だよりの発行を行っております。3ページにつきましては、下半期の事業結果となります。引き続き、定期総会やあっせん委員会を開催しております。11月には2回目の農業委員会意見書の提出を行っており、1月に2回目の農業委員会だよりを発行しました。なお、合同研修会や関係団体等と意見交換会等を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会など中止になりました。また、3

月には水田活用の直接払交付金の見直しの関する要請書を提出するなど、一年を通し各種事業を実施したところです。なお、関係機関の事業内容は資料をご覧ください。

4ページについては、令和4年度四半期別の事業計画です。農業委員会の部分につきましては、記載のとおり、定期総会、あっせん委員会、農地パトロール、農業団体等との意見交換会等を計画しており、併せて農業委員と推進委員の合同研修会を開催しながら農業委員会活動を実施してまいります。なお、農業会議関係、置農委、年金協会の事業については、計画書のとおりとなります。1年間このような事業計画で進めていきたいと思っております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件であります。質問があればお受けします。次に進めます。

日程第6、報告第54号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 玉田 絵里子

5ページをご覧ください。報告第54号、令和4年3月24日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転、3月申し出件数9件、田40,841㎡、畑433㎡、うち個人への調整決定件数9件、田40,841㎡、畑433㎡、所有権移転合計が9件、田40,841㎡、畑433㎡になります。利用権の設定について、3月再設定件数が13件、田81,101㎡、畑244㎡、新規の申し出件数は1件、田5,483㎡です。利用権設定合計が14件、田86,590㎡、畑244㎡。利用権の移転が3件、田43,639㎡です。

詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定について確認をお願いします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第7、報告第55号、非農地証明についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

14ページをお開きください。報告第55号、非農地証明の結果報告について、件数は1件です。15ページお開きください。願人●●、大字上小松字八幡819-4、田129㎡、同じく819-5、田143㎡、計田2筆272㎡、非農地となった時期と事由については、平成2年8月、住宅を新築した際、一緒に土盛りをし、宅地の一部として利用してきた。その後、現況に合わせ分筆をし、擁壁を設置したとのこと。調査員の意見、現地調査の結果、上記のとおり相違ありません。令和4年4月15日、佐々木委員、阿部委員、事務局職員2名。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第8、報告第56号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 玉田 恵理子

16ページをご覧ください。議第85号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告いたします。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、●●、大字玉庭字中程前5188-1、田1528㎡他、計田3筆11,193㎡、解約後貸し直しするものです。2番●●、●●、大字洲島字六百苅6932-1、田7,241㎡他、計田3筆19,810㎡、解約後貸し直しするものです。3番●●、●●、大字洲島字中屋敷7365-1、田998㎡他、計田2筆8,140㎡、解約後貸し直しするものです。4番●●、山形おきたま農業協同組合代表組合長理事、若林英毅、大字洲島字砂田5929-1、田786㎡、計田10筆16,703㎡、解約後貸し直しするものです。5番山形おきたま農業協同組合代表組合長理事、若林英毅、●●、内容は4番と同じです。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

議長 大沼 藤一

日程第9、議第150号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関 未夢

18ページをご覧ください。議第150号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番川西町長原田俊二、●●、大字上小松字諏訪屋敷3958-1、田431㎡、払下げ、経営規模拡大です。以上、今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席番号3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、4月16日に推進委員の竹田委員と私で現地調査をしました。今回の申請は
払下げ、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響
はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●万円は妥当だと判断します

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事補 小関 未夢

19ページをご覧ください。議第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可
決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定につい
て許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年4月25日提出、川西町農業委員会会
長名、申請件数は3件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上吉田字堂ノ西3287-2、田715㎡、計田6筆1、511㎡、貸し直し、経営
規模拡大です。2番●●、●●、大字洲島字中屋敷7365-1、田998㎡、計田2筆8、140㎡、貸
し直し、経営規模拡大です。3番●●、●●、大字洲島字六百苺6932-1、田7241㎡、計田4筆
34、500㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

以上、今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番から3番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号1番です。4月15日に推進委員の高梨委員が現地調査をしてきました。今回の申請は、貸し
直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響は
ないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号2番です。4

月21日に推進委員の小沼委員が現地確認をしてきました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。番号3番です。4月23日に推進委員の小沼委員が現地確認をしてきました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第11、議第152号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

20ページをお開きください。議題152号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番、貸人●●、借人●●、大字洲島字北谷地一441-3、441-5、計畑2筆182㎡。農地区分は第2種農地です。使用目的は一般住宅で、付記として申請地を借り受け、一般住宅を建設するものです。また農地転用の補足資料によって補足させていただきます。補足資料の3ページの部分が今回の申請地となります。土地利用計画図については、5ページのとおりです。総事業費は●●万円で全額を融資で調達する計画です。融資証明により確認しています。污水排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号1番について、令和4年4月15日に阿部委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、洲島地内にある第2種農地の畑であり、一般住宅を建設するための申請です。転用後の造成については、約20cmの盛土を行います。植生による法面保護を行います。周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

委員 新野 勝廣

補足説明資料の4ページの地図の見方をお教えてください。

事務局 竹田 智弘

補足資料の4ページの字限図をご覧ください。左側の441-3と右側の396-1が字名は違いますが接しており、矢印のとおり接続するものです。

議長 大沼 藤一

他に、ご質問はありませんか。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第153号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

初めに、議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号8669番は議席9番新野勝廣委員本人に関する案件であり、また、整理番号8676番は議席番号4番佐々木一宏委員が理事を務める農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席9番新野勝廣委員と議席4番佐々木一宏委員について、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

初めに整理番号8669番の件について審議を行います。議席9番新野勝廣委員は室外に退席願います。

(新野勝廣委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

21ページをご覧ください。議第153号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和4年4月25日提出、川西町農業委員会会長名。23ページになります。所用権移転各筆明細、番号、所用権を移転する者、所用権を移転する場所、受ける者、10a対価、備考の順に読み上げます。8669番●●、計田2筆3, 380㎡、●●、10a対価●●円の離農です。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8669番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手)

賛成多数と認めます。

新野勝廣委員の復席を求めます。

(新野勝廣委員着席)

次に整理番号8676番の件について審議を行いますので、議席4番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

27ページになります。8676番●●、田1筆7, 689㎡、農事組合法人夢里代表理事登坂賢治、10a借賃●●円の再設定5年です。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りします。整理番号8676番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

佐々木一宏委員の復席を求めます。

(佐々木一宏委員着席)

次に、決定いただきました整理番号8669番と整理番号8676を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

整理番号866番と整理番号8676番を除く案件について、資料を読み上げる。

以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号8669番と整理番号8676番を除く各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。これをもちまして、第27回川西町農業委員会総会を閉会いたします。